

京都府青少年健全育成審議会委員を募集します

京都府では、青少年の健全な育成を図るための総合的施策や青少年を取り巻く社会環境の整備の促進について調査審議するため、「青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、学識経験者や青少年団体の代表者などで構成する「京都府青少年健全育成審議会」を設置しています。

府民の皆さんの御意見を青少年健全育成施策により広く反映させるため、「京都府青少年健全育成審議会」委員を公募します。

【委員の概要】

- 1 募集人数 2名（委員総数は25名）
- 2 任期 委嘱の日（令和4年10月予定）から2年間
- 3 開催回数 年3、4回程度（1回の審議時間は、2時間程度）
- 4 審議事項
 - ・青少年の健全な育成を図るための総合的施策の樹立・実施に関する重要事項
 - ・青少年を取り巻く社会環境の整備の促進に関する事項
- 5 報酬等 審議会に出席された場合には、規定の報酬額（1回13,900円）と旅費（往復の交通費等）をお支払いします。

【応募要領】

- 1 応募できる方（次の条件を全て満たす方）
 - （1）京都府内で居住、通勤・通学又は青少年健全育成に係る活動をされている方
 - （2）令和4年4月1日現在で満18歳以上の方
 - （3）青少年健全育成に関して高い見識を持ち、平日の昼間に年3、4回程度開催される当審議会に出席して積極的な発言ができる方
 - （4）国及び地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方
 - （5）現に京都府が設置する審議会等の委員でない方
- 2 応募方法
次の2つの書類を、持参又は郵送（当日消印有効）により下記の申込み先に御提出ください。（応募書類は返却いたしません。）
 - （1）京都府青少年健全育成審議会委員応募申込書（別紙様式）
 - （2）論文（800字程度、様式自由、ワープロ可）
テーマ「これからの青少年の健全育成について考えること」
- 3 応募期間
令和4年8月10日（水）から令和4年9月9日（金）まで
- 4 選考方法
提出された書類に基づき選考委員会で選考
- 5 選考結果の通知
郵送により本人あて通知いたします。（令和4年9月下旬予定）
- 6 応募申込書の配布及び申込み、その他問合せ先
〒602-8570（専用郵便番号のため住所記載不要）
京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室 青少年係
電話番号：075-414-4301（直通）
E-mail：kodomo@pref.kyoto.lg.jp

応募申込書については、京都府ホームページからのダウンロードもできます。